

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号
(本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号)
株式会社ユニテッドアローズ
代表取締役社長執行役員 竹 田 光 広

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

本年発生いたしました「平成28年熊本地震」により、被災されました皆様には心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までにご到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午後6時
 2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第27期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午後5時を予定しております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.united-arrows.co.jp>）に掲載いたします。

◎議決権行使書面において、各議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

◎当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られ、その代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面を当社に提出していただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当社グループにおける各事業（ストアブランド）のコンセプト等は以下のとおりとなります。

記号説明「M」＝男性向けの商品を取り扱っております。「W」＝女性向けの商品を取り扱っております。

◆株式会社ユナイテッドアローズ/ (株) UA

ユナイテッドアローズ/UA		
ユナイテッドアローズ 総合店	M ・ W	同一店内で「ユナイテッドアローズ」と「ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ」を展開。
ユナイテッドアローズ	M ・ W	「豊かさ・上質感」をキーワードに、ハイグレードなライフスタイルを追求。ドレステイストを軸に、スーツなどのビジネスウェアから、デザイナーズコレクションまで国内外からセレクトしたブランドと豊富なオリジナルアイテムで大人の方々に向けたファッションを提案。事業内事業として「ザ ソプリンハウス (M)」、「ディストリクト ユナイテッドアローズ (M)」および「ボウ & アローズ (M)」を展開。
ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ	M ・ W	カジュアルウェアを軸としたストアブランド。ブランドネームに掲げた「精神的な美しさ」「若さの永続」をテーマに、デイリーウェア、デザイナーズコレクション、クロージング、生活雑貨までを提案するメンズ & ウィメンズのフルラインストア。事業内事業として「モンキータイム ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ (M)」、「スティーブン アラン (M・W)」および「ロク ビューティ&ユース (W)」を展開。

ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング/GLR	M ・ W	「Be Happy～ココロにいい、オシャレな毎日」をコンセプトに、日常生活を自分らしくHappyに過ごすことで心豊かでありたいと願う男女向け、メンズ・ウイメンズのビジネスウェア、カジュアルウェア、キッズウェア、生活雑貨を展開。
クロムハーツ/CH	M ・ W	米国CH社の「CHROME HEARTS」ブランドの商品のみを取り扱うブランドショップ。レザーウェア、シルバークラッシュ、ジュエリー、家具、小物類などのあらゆるアイテムにおいて、ラグジュアリーなライフスタイルを提案。
アナザーエディション	W	トレンドや周囲に流されず、自分の個性や創造性を、ファッションを通じて主張したいと思う女性向け、「My Favorite Thing」をコンセプトに、エッジの効いたアイテムからベーシックなものまで幅広く展開し、お客様の「探していたもの」がきっと見つかるお店。
ジュエルチェンジズ	W	ファッションを通じて女性であることを楽しみ輝きたいと願う女性向け、「今、着たい」デザインやテイストに溢れつつも、素材感とサイジングにこだわった品のある衣料品、服飾雑貨を展開し、洗練された艶っぽさのあるスタイルを提案。
オデット エ オディール ユナイテッドアローズ	W	手にした瞬間のときめきや自信をくれるシューズ。バレエ「白鳥の湖」をルーツに持つオデットエ オディールは、フレンチシックにシーズン毎のモダンなテイストをミックスした、洗練された女性のためのシュークローゼット。いろいろなライフシーンを送る今の女性たちが、自分らしさに出合えるブランド。
ボワソンショコラ	W	「SHOES MAKE YOUR DAYS SPECIAL あなたの毎日を素敵にする靴を」をコンセプトに、女性の毎日のコーディネートに自由に、そして素敵に演出するシューズブランド。「デイリーベーシック」にこだわり、心も足どりも軽くなるような履き心地、スイートな甘さにビターなスパイスをきかせたデザインの靴を提案。
ドゥローワ	W	おしゃれを楽しみたい世代を超えた大人の女性に向け、際立って上質で洗練された逸品と、それを引き立たせるようなベーシックとモードのバランスが絶妙なコーディネート提案や店舗空間を通じて、特別な高揚感を感じていただけるお店。
アストラット	M ・ W	精神的に成熟した大人に向けて、「Modernize」をディレクションテーマに、スタンダードなアイテムやスタイルを、New Basic、Heritage Classic、Street Mixの3つのカテゴリーで今の気分にもダンイズし、ハイクオリティな自社企画商品を、仕入商品と共に構成・提案。

アンルート	M・W	新しい都会での生活を創造する。「Create New Metropolitan life」をビジョンに掲げ、「Wearable Tokyo」をコンセプトに、シンプルモードテイストのシティカジュアルウェアとコンテンツポラリーなランニングウェアを軸に編集したセレクトショップ。「ファッションとスポーツを同じ感覚で楽しむ」という都会での新しい価値観を提案。
アーキペラゴ ユナイテッドアローズ	W	アナザーエディション、ジュエルチェンジズなどの個性豊かなウイメンズブランドを展開する複合店。各ブランドのテイストを表現しながらも幅広いテイストミックス、再編集することで「商品を選ぶ楽しさ」「新しいミックススタイル」を提案。
ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ	M・W	UA事業の商品を中心に、空港限定オリジナル企画商品をミックス編集し、「トラベル」「ビジネス」「デイリー」「ギフト」の4つのテーマから、楽しい旅をサポート。
ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ	W	駅構内の商業スペースに立地。「ライフスタイルをもっとオシャレに もっと心地よく」をコンセプトに、今の自分をちょっと素敵に変えてくれるもの、大切な友人へのギフトや自分へのご褒美など、毎日を豊かに過ごすための「ファッション」「ギフト」「レスキュー」アイテムを、コンビニエンスに提供。

※ (株)UAにおける以下の10事業につきましては、「スモールビジネスユニット (SBU)」として取りまとめて表記しております。

「アナザーエディション」「ジュエルチェンジズ」「オデット エ オディー ル ユナイテッドアローズ」「ボワソンショコラ」「ドゥロワー」「アストラ ット」「アンルート」「アーキペラゴ ユナイテッドアローズ」「ジ エアポ ート ストア ユナイテッドアローズ」「ザ ステーション ストア ユナイテッド アローズ」

※ 「アーキペラゴ ユナイテッドアローズ」につきましては、1店舗を運営しておりましたが、平成28年3月末に撤退いたしました。

◆株式会社フィーゴ

フェリージ	M ・ W	イタリア製革小物ブランド「フェリージ」の日本総代理店として、小売直営店の運営と、セレクトショップ、百貨店などへの卸事業を展開。
アスペジ	M ・ W	1969年にシャツメーカーとしてイタリアで誕生。2013年に日本における独占輸入販売権を取得。クラフツマンシップ溢れるモノ作りにより、シンプルで着心地の良いアイテムを展開。

◆株式会社コーエン

コーエン	M ・ W	値頃感がありつつ、ファッション感度の高いマーケットに向けて、メンズ・ウィメンズのカジュアルブランド「コーエン」を展開。「Easy Chic～気軽にお洒落を楽しもう～」をテーマに、手頃で程よい時代性を取り入れたカジュアルウェアを提案。
------	-------------	--

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策によって企業収益と雇用環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調となったものの、海外経済の下振れリスクは残っており、不安定な状況が継続しております。個人消費も徐々に上向く兆しが見られますが、円安などによる物価上昇を背景に、消費マインドの持ち直しは足踏み状態となりました。

衣料品小売業界においては、夏から秋にかけて天候条件に恵まれ秋物商品の動きが活発化したことに加え、都市部を中心にした訪日外国人客の増加が百貨店や専門店等の売上の後押しとなりました。しかしながら、暖冬の影響による冬物衣料の停滞、春先の低気温による春物商戦の遅れが見られた他、消費者物価の上昇や景況感への不安を背景にお客様の節約志向や慎重な購買行動は続いており、衣料品の販売環境は厳しい状況にあります。

このような状況の下、当社は平成28年3月期の単年度経営スローガンとして「目の前のお客様大満足」を掲げました。社是の「店はお客様のためにある」に立ち返り、「目の前のお客様大満足」を全ての判断軸として社員全員が自分にできるお客様大満足を考え、行動することを目指しました。このスローガンの達成に向けて「商品・販売・宣伝部門連携サイクルの徹底強化」と「在庫増加の抑制」を重点取組課題に定め、さまざまな施策に取り組みました。

「商品・販売・宣伝部門連携サイクルの徹底強化」については、夏のセール商品の在庫投入を抑制して晩夏商品や初秋物商品の販売を早め、ビッグシルエットのカット、ガウチョパンツ、ロング丈のカーディガンをはじめとするトレンド商品のヒットにつなげました。ネット通販においては、在庫投入の強化や先行受注会の取り組み拡大によって、堅調な売上推移となりました。ユナイテッドアローズ事業やクロムハーツ事業を中心に訪日外国人による売上も拡大しており、免税対応店舗数の拡大や販売員の語学研修等により、対応力を強化いたしました。

「在庫増加の抑制」については、平成28年3月期末在庫の伸長率を売上高伸長率以下に抑えることを目標に掲げました。当連結会計年度については、必要な在庫量を慎重に見極めた適切な調達計画の策定と実施により効率的な運営を目指しました。過去在庫については、アウトレット店舗の新規出店やネット通販アウトレットモールへの期間限定出店、催事イベントの開催を通じて販売を進めました。当連結会計年度末のたな卸資産（商品＋貯蔵品）の前期比は連結2.1%増、単体1.6%増となり、同期間の売上高伸長率（連結7.5%増、単体7.8%増）以下となりました。

出退店では、ユナイテッドアローズ事業：13店舗の出店、3店舗の退店、グリーンレーベルリラクシング事業：9店舗の出店、2店舗の退店、スモールビジネスユニット：2店舗の出店、6店舗の退店、アウトレット：2店舗の出店を実施し、当連結会計年度末の小売店舗数は234店舗、アウトレットを含む総店舗数は257店舗となりました（期末店舗数にはユナイテッドアローズ事業において年度末日に退店した2店舗およびスモールビジネスユニットにおいて年度末日に退店した1店舗の計3店舗が含まれております）。

連結子会社の株式会社フィーゴは、主として取り扱うイタリア製革小物ブランドであるフェリージにおいて、ビジネス・カジュアル兼用のバッグが好調に推移したものの、ビジネスバッグなどが前年を下回る売上となった結果、減収減益となりました。出退店では2店舗の出店、1店舗の退店を実施し、当連結会計年度末の直営店舗数は18店舗となりました。

連結子会社の株式会社コーエン（決算月：1月）は、暖冬による冬物の苦戦やトレンドアイテムのシルエット・色などへの対応に遅れが生じ、値引き販売が増加した結果、増収減益となりました。出退店では6店舗の出店を実施し、当連結会計年度末の店舗数は79店舗となりました。

連結子会社の台湾聯合艾諾股份有限公司（決算月：1月）は、引き続き、SNSの活用による販売促進や台湾のお客様の嗜好に合わせた商材の展開等

により、概ね計画に沿った業績進捗となりました。出退店ではアウトレット店舗を台湾新北市林口区に出店し、当連結会計年度末の店舗数は3店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高については、新店出店に伴う増収、既存店の増収、ネット通販の伸長等により、前期比7.5%増の140,919百万円となりました。なお、株式会社ユナイテッドアローズにおける小売+通販既存店売上高前期比は103.8%となりました。売上総利益率は円安の影響やアウトレット店舗等を活用した過年度商品の値引き販売等に伴い、前期から1.1ポイント減の50.8%となりましたが、増収に伴い売上総利益額は前期比5.2%増の71,573百万円となりました。販売費及び一般管理費率は、固定費の抑制等に伴い、前期から0.3ポイント低減の42.9%となりました。

以上により、当連結会計年度の営業利益は11,071百万円（前期比2.5%減）、経常利益は11,175百万円（前期比3.2%減）となりました。また、法人税率の低減、減損損失の減等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比2.6%増の6,494百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、3,479百万円であり、その主なものは、新規出店および既存店舗の改装投資、ならびにソフトウェアへの投資によるものであります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(企業集団の財産及び損益の状況)

区 分	第24期 平成25年3月期	第25期 平成26年3月期	第26期 平成27年3月期	第27期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
売上高(百万円)	115,041	128,489	131,029	140,919
経常利益(百万円)	12,582	13,739	11,542	11,175
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,316	7,920	6,332	6,494
1株当たり当期純利益(円)	230.80	248.80	199.53	214.87
総資産(百万円)	54,395	59,296	62,020	63,877
純資産(百万円)	25,403	31,532	31,186	33,760
1株当たり純資産額(円)	799.65	990.22	1,019.68	1,117.23

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(当社の財産及び損益の状況)

区 分	第24期 平成25年3月期	第25期 平成26年3月期	第26期 平成27年3月期	第27期 (当事業年度) 平成28年3月期
売上高(百万円)	106,605	118,212	118,657	127,879
経常利益(百万円)	11,582	13,145	11,015	10,881
当期純利益(百万円)	6,507	7,679	6,285	6,084
1株当たり当期純利益(円)	205.28	241.25	198.06	201.32
総資産(百万円)	51,040	55,299	57,414	58,589
純資産(百万円)	24,869	30,754	30,363	32,504
1株当たり純資産額(円)	782.84	965.79	992.76	1,075.81

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社フィーゴ	40百万円	100.0%	イタリア製の鞆等の輸入、卸売および販売
株式会社コーエン	100百万円	100.0%	衣料品および身の回り品の小売
台湾聯合艾諾股份有限公司	60百万 新台幣ドル	100.0%	衣料品および身の回り品の小売
株式会社Designs	100百万円	90.0%	衣料品および身の回り品の小売

(4) 対処すべき課題

当社は平成29年3月期の単年度経営方針として「お客様大満足から大感動へ！」を掲げており、この達成に向け「ココロを動かすモノ作り」、「驚くほど便利で使いやすいEC」、「感動レベルの接客体験」の3つの重点取組施策を定めました。実店舗とネット通販を自由に使い分け、いつでもどこでも欲しい商品を手入できる現在において、商品を購入すること以上の心に響く感動をお客様に提供いたします。

1. 「ココロを動かすモノ作り」

ネットで商品をご覧になった上で実店舗に来店されるお客様が増加する中、その商品に期待以上の価値を感じていただき、販売員の接客やコーディネート提案で商品以上の満足を提供できてこそ、お客様の感動が生まれます。そのために商品企画力を強化して自主企画商品の付加価値を高め、お客様が欲しいときに、欲しいものが、欲しい価格で、欲しい数を、欲しい所でお求めいただけるよう、MD精度を高めてまいります。

2. 「驚くほど便利で使いやすいEC」

日進月歩で進化するネット通販の市場環境に対応すべく、ネット通販店舗のサービス向上に取り組みます。当社ハウスカード会員とネット通販会員の統合やスマートフォン用のハウスカードアプリとネット通販アプリの統合をはじめとしたシステム改善による利便性向上に加え、ネット通販店舗への在庫配分を拡大させることで、販売機会ロスを極小化します。実店舗において

は、店舗在庫を切らした際にお客様へネット通販のご案内が積極的に行えるよう、オムニチャネル時代に適合した販売員評価制度の構築準備を進めてまいります。

3. 「感動レベルの接客体験」

お客様のご要望に気付き、実行することがお客様の感動につながります。その気付きと実行が社の習慣や風土となるよう、先輩社員が新入社員に教育を行うエデュケーターズチュード制度の再構築、マネジメント層への教育強化、新入社員や中途入社社員に向けた初期教育の充実など、各種教育システムを拡充いたします。

平成29年3月期の出店につきましては、株式会社ユナイテッドアローズでは新規出店9、退店12、期末店舗数251、株式会社フィーゴでは退店2、期末店舗数16、株式会社コーエンでは新規出店7、退店1、期末店舗数85、台湾聯合艾諾股份有限公司は3店舗体制を維持、株式会社Designsでは新規出店1を見込み、グループ全体では新規出店17、退店15、期末店舗数356を見込んでおります。

以上により、平成29年3月期の連結業績予想につきましては、売上高150,438百万円（前期比6.8%増）、営業利益11,364百万円（前期比2.6%増）、経常利益11,432百万円（前期比2.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,890百万円（前期比6.1%増）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、紳士服・婦人服などの衣料品ならびに関連商品の企画、仕入および販売を行っております。

なお、商品別の売上高および売上高構成比は次のとおりであります。

商 品 別	第27期（当連結会計年度） 平成28年3月期		（参考）第26期 平成27年3月期	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
メ ン ズ	38,195	27.1	36,374	27.8
ウ イ メ ン ズ	55,942	39.7	52,240	39.9
シルバー&レザー	13,727	9.8	12,118	9.2
雑 貨 等	3,285	2.3	3,181	2.4
そ の 他	29,766	21.1	27,115	20.7
合 計	140,919	100.0	131,029	100.0

- (注) 1. シルバー&レザーとは、「CHROME HEARTS」ブランドの銀製装飾品および皮革製ウェアであります。
2. 数量については、商品内容が多岐にわたり、その表示が困難なため記載を省略しております。
3. 「その他」には、アウトレット、催事販売および連結子会社である株式会社フィーゴ、株式会社コーエン、台湾聯合艾諾股份有限公司等の売上高が含まれております。

(6) 主要な事業所および店舗（平成28年3月31日現在）

- ① 本 社 東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号
- ② 本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号
- ③ 店 舗

（単位：店）

	期末店舗数		
	第27期 平成28年3月期	第26期 平成27年3月期	増減
当社グループ計	357	334	23
（株）UA	257	242	15
U A 事 業	86	76	10
G L R 事 業	69	62	7
C H 事 業	10	10	0
S B U	69	73	△4
ア ウ ト レ ッ ト	23	21	2
（株）フィーゴ	18	17	1
（株）コーエン	79	73	6
台湾聯合艾諾股份有限公司	3	2	1

- (注) 1. UA事業の第27期末店舗数には、ユナイテッドアローズ総合店（9店舗）、ユナイテッドアローズ（25店舗）、ボウ & アローズ（1店舗）、ザ ソブリンハウス（1店舗）、ディストリクト ユナイテッドアローズ（1店舗）、ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ（43店舗）、モンキータイム ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ（2店舗）、ステーブーン アラン（3店舗）、ロク ビューティ&ユース（1店舗）が含まれております。
2. SBUの第27期末店舗数には、アナザーエディション（15店舗）、ジュエルチェンジズ（10店舗）、オデット エ オディール ユナイテッドアローズ（21店舗）、ボワソン ショコラ（3店舗）、ドゥロワー（7店舗）、アストラット（2店舗）、アンルート（2店舗）、アーキペラゴ ユナイテッドアローズ（1店舗）、ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ（3店舗）、ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ（5店舗）が含まれております。

3. (株)UAの第27期末店舗数にはユナイテッドアローズ事業において年度末日に退店した2店舗およびスモールビジネスユニットにおいて年度末日に退店した1店舗の計3店舗が含まれております。
4. (株)フィーゴの第27期末店舗数には、フェリージ(14店舗)、アスベジ(4店舗)が含まれております。

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,237名 (646)名	374名増 (121)名減

- (注) 1. 当社グループは紳士服・婦人服等の衣料品ならびに関連商品の企画・販売を行っている単一セグメント・単一事業部門であるため、グループ全体での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業員数であり、短時間勤務従業員を320名含んでおります。短時間勤務従業員とは、育児や本人の身体上の理由により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,706名 (354)名	185名増 (60)名減	31.1歳	6.0年

- (注) 従業員数は就業員数であり、短時間勤務従業員を298名含んでおります。短時間勤務従業員とは、育児や本人の身体上の理由により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,832百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,664
株式会社みずほ銀行	1,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 190,800,000株
- ② 発行済株式の総数 30,213,676株
- ③ 株主数 9,219名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
重松 理	2,498,400株	8.26%
株式会社エー・ディー・エス	2,000,000株	6.61%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	1,328,000株	4.39%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社（信託口）	1,250,800株	4.13%
株式会社麟蔵	1,148,400株	3.80%
栗野 宏文	1,133,000株	3.74%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS 常任代理人 香港上海銀行東京支 店	997,100株	3.30%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 常任代理人 株式会社みずほ銀行	958,998株	3.17%
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION 常任 代理人 株式会社みずほ銀行	578,700株	1.91%
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	569,900株	1.88%

- (注) 1. 持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（73株）を控除して計算しております。
3. 当社は平成27年11月6日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年11月20日付で7,586,324株の自己株式を消却いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	竹田 光 広	社長執行役員 株式会社フィーゴ代表取締役 会長 株式会社Designs代表取締役 会長
取締役	藤 澤 光 徳	専務執行役員 商品支援本部 担当 兼 事業支援本部 担当 株式会社コーエン代表取締役 会長
取締役	小 泉 正 己	専務執行役員 管理本部 担当 兼 I R室 担当
取締役	東 浩 之	常務執行役員 経営戦略本部 担当 台湾聯合艾諾股份有限公司董事長
取締役	石 綿 学	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 京都大学法科大学院非常勤講師 ゼビオホールディングス株式会社社外取締役
取締役	西 川 英 彦	法政大学経営学部 兼大学院 経営学研究科教授 法政大学大学院経営学研究科 研究科長 株式会社碩学舎代表取締役 日本マーケティング学会常任理事
常勤監査役	酒 井 由 香 里	株式会社リプロセル社外監査役 株式会社ビューティ花壇社外監査役
監査役	山 川 善 之	響きパートナーズ株式会社代表取締役 社長 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所社外取締役 株式会社リプロセル社外取締役 株式会社アドベンチャー社外監査役 プレジジョン・システム・サイエンス株式会社社外監査役
監査役	橋 岡 宏 成	弁護士 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役 株式会社エー・ピーカンパニー社外監査役 トレンダーズ株式会社社外監査役 株式会社アイフリークホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役石綿学氏および西川英彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役酒井由香里氏、山川善之氏および橋岡宏成氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役石綿学氏および西川英彦氏ならびに監査役酒井由香里氏、山川善之氏および橋岡宏成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当事業年度末日後の異動は、次のとおりであります。

・当社における地位および担当（平成28年4月1日付）

氏名	変更後	変更前
藤 澤 光 徳	取締役 専務執行役員 商品戦略本部 担当 兼 事業支援本部 担当	取締役 専務執行役員 商品支援本部 担当 兼 事業支援本部 担当

② 事業年度中に退任した取締役および監査役
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取（うち社外取締役）	6名 (2)	162百万円 (11)
監（うち社外監査役）	3 (3)	24 (24)
合 計	9	187

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役石綿学氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、京都大学法科大学院非常勤講師およびゼビオホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社は森・濱田松本法律事務所、京都大学およびゼビオホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。
 - ・取締役西川英彦氏は、法政大学経営学部兼大学院経営学研究科教授、同大学院経営学研究科研究科長、株式会社碩学舎の代表取締役および日本マーケティング学会の常任理事であります。当社は法政大学、株式会社碩学舎および日本マーケティング学会との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役酒井由香里氏は、株式会社リプロセルおよび株式会社ビューティ花壇の社外監査役であります。当社は株式会社リプロセルおよび株式会社ビューティ花壇との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社の代表取締役社長、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所および株式会社リプロセルの社外取締役ならびに株式会社アドベンチャーおよびプレジジョン・システム・サイエンス株式会社の社外監査役であります。当社は響きパートナーズ株式会社、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所、株式会社リプロセル、株式会社アドベンチャーおよびプレジジョン・システム・サイエンス株式会社との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役橋岡宏成氏は、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの社外取締役ならびに株式会社エー・ピーカンパニー、トレンダーズ株式会社および株式会社アイフリークホールディングスの社外監査役であります。当社は株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン、株式会社エー・ピーカンパニー、トレンダーズ株式会社および株式会社アイフリークホールディングスとの間に特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

	取締役会（17回開催）	
	出席回数	出席率
取締役石綿 学	16回	94.1%
取締役西川 英彦	13回	100.0%
監査役酒井 由香里	17回	100.0%
監査役山川 善之	16回	94.1%
監査役橋岡 宏成	17回	100.0%

・監査役会への出席状況

	監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率
監査役酒井 由香里	14回	100.0%
監査役山川 善之	13回	92.8%
監査役橋岡 宏成	14回	100.0%

- (注) 1. 取締役西川英彦氏は、平成27年6月23日開催の第26回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。
 なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は13回であります。
2. 各社外取締役は取締役会に出席し、石綿学氏は弁護士としての専門的見地から、西川英彦氏は、ファッション業界および小売業界での経験や大学教授としての幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
3. 各社外監査役は取締役会に出席し、監査役酒井由香里氏および監査役山川善之氏は主にコーポレートガバナンスの見地から、監査役橋岡宏成氏は弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、出席した監査役会においても、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて各人の専門的見地からも発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の詳細及び報酬見積りの算定根拠について必要な確認を行い、審議を行った結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を説明いたします。
また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行状況等から、その適格性や独立性に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社では、取締役、従業員の法令遵守に向けての体制を磐石なものとするため、当社を取り巻くリスクやコンプライアンス上の重要な問題を審議する機関として、社長を議長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置するとともに、「総務法務部」にて情報を集約し、対策を検討する体制とする。
 - ② 万が一、コンプライアンス上疑義のある行為が発生・発覚した場合には、取締役及び従業員が外部機関に匿名で通報できる「内部通報制度」を設け、どんなに小さな不正や不祥事をも見逃さない企業風土を醸成することとする。また、会社は通報内容を秘匿扱いとし、通報者に対して不利な扱いを行わないこととする。
 - ③ 職務執行にあたっては、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により、各部署、各職責ごとの職務範囲や決裁権限を明確にし、適正な牽制、報告が機能する体制とする。
 - ④ 社長直轄の「内部監査室」が定期的に各店舗・各部署の内部監査を実施し、法令、定款への適合状況及び社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、情報種別に応じた保存期間を定め管理することとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
 - ② システム内に保存されている文書についても、情報システムに関する社内ルール、ガイドラインに基づいて閲覧権限を設定し、経営上の重要情報の保存、管理を徹底することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社を取り巻く各種リスク要因については、「危機管理規程」に基づいてリスク管理体制を構築することとする。
- ② 当社の業務上重要なリスクに関しては「リスク・コンプライアンス委員会」にて規程やマニュアル、ガイドライン等の設定を検討するとともに、危機発生時には「総務法務部」にて情報を集中管理の上、「リスク・コンプライアンス委員会」が対応を行うこととする。
- ③ 当社を取り巻く環境変化に伴い、各部において常にリスク要因の見直しを行うとともに、規程や各種マニュアルの整備を継続して実施し、リスクの未然防止と発生時の適切な対応の両面からの体制整備を行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会としての職務執行上の意思決定は、法令及び「取締役会規則」、「職務権限規程」等に則り行われることとする。
- ② 定時取締役会は原則月1回開催することとし、決議事項の審議と業務の執行状況や業績について報告を受けることとする。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打ち合わせを行うこととする。また、毎週開催される「経営会議」にて重要事項の討議や決議を行う体制を確立し、十分な議論の場の確保と経営スピード向上の両立を図る。
- ③ 執行役員制度を導入することにより、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における意思決定と監督機能を強化している。
- ④ 業務運営については、社内外の定性的・定量的情報を総合的に勘案した中期的な展望に基づいて「経営方針」ならびに「中期経営計画」および「単年度経営計画」を策定するとともに、各部の進捗状況を取締役が都度確認し、具体的な施策を講じることができる体制を構築することとする。

5. 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社については、各社の自主的な運営を重んじつつ「関係会社管理規程」に基づいてグループ会社管理の基本方針や体制を定め、この規程に沿って、業務上の重要事項についての必要な決裁や報告制度等の管理体制を整備している。また、状況に応じて当社より取締役及び監査役を子会社へ派遣することで業務の適正化を図るとともに、営業面について子会社の取締役が月次で当社へ報告する体制を整備することで業務の効率化を図っている。
- ② 当社では、子会社の管理面（規程や職務権限等）や、コンプライアンス、損失の危険の管理等の体制整備については、各関係部門が連携して必要に応じて指導、支援を行うと同時に、内部通報制度等の仕組みを子会社へも展開することで、当社グループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
- ③ 当社の「内部監査室」が子会社に対しても内部監査を実施することにより、法令、定款への適合状況や社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。
- ④ 財務報告に係る内部統制は、子会社も含めた必要な体制構築を継続的に行うことで、財務報告の信頼性、ひいては社会的信頼性を確保、向上し続けるものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設置していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務の補助をする使用人を置くことができる。
- ② 上記使用人の取締役からの独立性を確保するために、その任命、異動、評価、懲戒等については、監査役会と協議の上決定することとする。
- ③ 上記使用人への監査役の指示の実効性を確保するために、その使用人への必要な調査権限の付与や各部署の協力体制等を確保することとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を与える、あるいは与えるおそれのある重要な事項について当社の監査役に速やかに報告する。
- ② 内部監査やリスク・コンプライアンス委員会等で識別されたリスク等は、当社の監査役へ定期的に報告される体制とする。
- ③ 当社の監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として降格や減給等の不利な扱いを受けないことを確保する体制とし、その旨を周知徹底する。
- ④ 当社の監査役は、当社グループの取締役会等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、各社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて各社の取締役及び従業員に説明を求めたり、必要な書類の閲覧を行ったりすることができる。
- ⑤ 当社の監査役の選任については、社外監査役を基本とし、対外透明性を確保することとする。
- ⑥ 当社の監査役会は、会計監査人、弁護士その他の外部アドバイザーを適宜活用できることとする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときには、その費用等が監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、これに応じる。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 当社グループでは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然たる態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
- ② 当社は「総務法務部」を対応部署とし、顧問弁護士や警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関ならびに各地区の防犯顧問と連携して反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行うものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。なお、業務の適正を確保するための体制については、運用状況を定期的に確認した上で、必要に応じて見直しを行っております。

1. リスク管理及びコンプライアンスに関する体制の運用状況

- ① 当事業年度は「リスク・コンプライアンス委員会」を4回開催し、活動内容は監査役会にも報告・共有されました。
- ② 「コンプライアンスマニュアル」を社内イントラネットに掲載するとともに、それを基礎にした社内研修を実施する等により、コンプライアンス意識の向上を図りました。
- ③ 「危機管理規程」を改定し、当社グループを含めた危機管理体制をより明確にいたしました。
- ④ 内部通報制度は適切に運用がされました。

2. 職務執行の適正及び効率性の確保に関する体制の運用状況

当事業年度においては、取締役会を17回（うち定時取締役会12回、臨時取締役会5回）開催いたしました。いずれも活発な意見交換がなされる等、適切な意思決定と監督機能の実効性が確保されています。

3. 当社グループの管理体制の運用状況

- ① 「関係会社管理規程」を改定し、子会社から当社への報告事項や当社内の統括部署を明確に規定し、子会社各社との連携を強化することで、より適正かつ効率的な業務運営を図ることができる体制を構築しました。
- ② 当社内部監査室が子会社に対して内部監査を実施し、特に社内規程に基づく職務執行状況についてのモニタリング体制をより強化いたしました。

4. 監査役の監査体制の運用状況

- ① 当事業年度においては、監査役会を14回（うち定時監査役会12回、臨時監査役会2回）開催いたしました。
- ② 内部通報制度により把握された当社グループのコンプライアンス上疑義のある行為については、調査責任者を通じて当社の監査役に報告されています。また、「リスク・コンプライアンス委員会」などで識別したリスクは、監査役会に対して適宜報告しています。
- ③ いわゆる「三様監査体制」の整備を進めてまいりました。

5. 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況

新規契約先に対しては、反社会的勢力に該当しない旨の宣誓を取得するよう努める他、契約後においても必要に応じて調査を実施しました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に当社にとっては、高いストアロイヤルティの維持が経営上極めて重要であり、当社の中期的な企業価値の向上とともに、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では長期的な目標として平成25年5月に新たに平成34年3月期（2022年3月期）を最終年度とする長期ビジョン「U A V I S I O N 2 0 2 2」を策定いたしました。

当社が今後も安定的に成長拡大していくためには、移り変わる外部環境・消費マインドに柔軟に対応できる「変化への対応力」の強化、迫り来るボーダーレス時代に向けた「国際対応力」の醸成、そして徹底的なお客様満足追求に向けた「時代対応による進化」を続けることが必要不可欠であります。これらを踏まえ、「U A V I S I O N 2 0 2 2」のスローガンとして以下を掲げます。

「ニッポンにユニテッドアローズあり。私たちは世界中のお客様からも注目され、愛される、お客様満足日本一のファッション小売企業を目指します」

このスローガンの実現を目指すことより、当社グループが100年以上存続し、世界に通用する企業ブランドとなるための基盤を築いてまいります。

・「UA VISION 2022」達成に向けた経営戦略

「UA VISION 2022」達成に向けた経営戦略として、以下の3つを掲げます。

① 時代対応と自己改革による既存事業の成長拡大

全ての既存事業について、たゆまぬ時代対応の積み重ねと自己改革により強みであるヒト（接客サービス）、モノ（商品）、ウツワ（店舗環境）を常に進化させることで、世界から注目される存在になることを目指します。同時に事業特性に応じた個別ミッションを設定することで、全事業が高い成長性と収益性を目指し、以下に掲げる新規事業開発および海外進出を収益面から支えます。

② 次代の成長を担う新規事業の開発・育成による新たな価値提案

外部環境や消費マインドの変化により、今後もお客様のご要望がさらに多様化していくことは必至です。そのご要望にお応えし続けるため、次代の成長を担う新規事業の開発・育成を行うことで、新たな価値提案を行ってまいります。

なお、前回の中期経営計画策定以降、衣料品および身の回り品をメインとした国内既存ドメイン内での成長拡大に加え、新規チャネル・新規ドメインへの進出を検討・実施してまいりました。その結果、収益性、成長性、マーケット規模・シェア等の観点から、新規チャネル・新規ドメインへのチャレンジは継続しつつも、当社が蓄積してきた強みを今後も最大限に進化・発展させることにより国内既存ドメイン内にさらなる成長余地があると捉え、同ドメイン内での新規事業開発・育成を優先させてまいります。

③ 将来的な国際対応力の強化に向けた海外進出の開始

将来的な国際対応力の強化、世界市場における競争力の獲得に向け、海外への進出を果たしてまいります。長期ビジョン期間中における海外進出の最優先課題は、収益化を前提としつつ、出店および運営によるノウハウの蓄積および世界各国で展開を可能とするビジネスモデルの構築にあり、グローバルな規模の追求は次の長期ビジョン期間における課題と捉えております。なお、海外進出の際には、綿密な収益性の試算と厳格な撤退基準を設けることで、早期の収益化と万が一の場合の撤退意思決定の迅速化を図ります。

・「UA VISION 2022」達成に向けた営業施策

「UA VISION 2022」達成に向けた営業施策として、以下の3つを掲げます。

① 商品、販売、宣伝部門の連携強化

当社の近年の業績回復における主要因の1つである商品、販売、宣伝部門の連携について、さらなる強化を図ってまいります。連携の基本的なサイクルは、販売部門がお客様から得た情報を商品部門にフィードバックしお客様のニーズに合った商品を提供するとともに、事業特性や時代性を捉えた宣伝活動によりお客様のご来店やファン化を促進し、商品・販売部門の活動を後押しするというものです。今後は特に販売部門において「接客サービス力」「ショッピングメイク力」を、商品部門において「オリジナル商品開発力」を強化し、さらに両部門において「MD検証力」の精度を向上させることを目指します。また宣伝部門において「既存顧客のファン化」「新規顧客の獲得」につながる宣伝販促を目指すことにより、連携のさらなる強化を図ってまいります。

この連携強化により、既存事業はもとより、新規事業および将来的な海外事業の売上および収益性の向上を図ってまいります。

② 業務の技術体系化

上記①で掲げた連携強化をさらに強固なものにするため、各業務体系およびその関連状況を週次、月次、シーズン単位で戦略マップ化し進捗管理を行うとともに、バリューチェーンの全体像を可視化することにより、個人の感性・技量に頼りがちな業務を標準化し、誰でも確実かつ迅速に業務を遂行できるような仕組みを確立してまいります。これにより、短期的には外部環境や消費マインドの変化に柔軟に対応し、万が一問題が発生しても迅速にリカバリーできる体制を整えるとともに、当社の強み・勝ちパターンを体系化することで、100年以上存続する企業となるための基盤を固めてまいります。

③ クリエイティビティの強化

上記①および②により組織運営力の強化および主要業務の標準化・可視化といったハード面の強化を推進する一方で、ファッションを通じてお客様へ高い価値およびご満足を提供し続けていくため、さらなるクリエイティビティの強化を推進いたします。当社では社会潮流を背景とした全社ディレクションをシーズンが始まる約1年前に全事業に向けて発信し、各事業ではこれを受け、ヒト・モノ・ウツワ・販促にかかるトータルなクリエイティブのテーマを事業特性に応じて設定しております。同時に店頭で得たお客様の声を取り入れることで、常にお客様のご要望の半歩先を行くご提案を行うことを目指しております。また、当社ではオリジナル商品の企画力・商品力向上を目指し、平成24年より社内にて「アトリ

エ」および「企画資料室」を設置し、オリジナル商品のサンプル企画精度の向上およびオリジナリティの高い素材の企画・調達を目指しております。これらの運営のさらなる精度向上、およびクリエイティブ人材の育成および継承を推進することでクリエイティビティを強化し、さらなるお客様満足を目指します。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月11日の当社取締役会および平成23年6月23日開催の当社第22回定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（「旧プラン」といいます。）を導入しました。なお、旧プランの有効期間は、平成26年6月24日開催の当社第25回定時株主総会の終結の時までとされておりましたことから、当社は、旧プラン導入後の買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、継続の是非を含めその在り方について検討してまいりました。その結果、平成26年5月8日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針を維持することを確認した上で、旧プランを一部改訂し、当社株式の大量取得行為に関する対応策を継続することを決議し、平成26年6月24日開催の当社第25回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、これを更新しております（以下、更新された対応策を「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的とするものです。

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者は、買付等に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供することが求められます。また、当社経営陣から独立した当社社外監査役等のみから構成される独立委員会は、当社取締役会に対しても、買取者の買付等の内容に

対する意見や根拠資料、代替案等の情報を提供するよう要求することができ、買付等の内容や当社取締役会の代替案等の検討、買収者との協議・交渉等を行います。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外監査役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしています。

4. 具体的取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

当社の中長期的な会社の経営戦略の実行は、当社の長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、平成26年6月24日開催の当社第25回定時株主総会において株主の皆様承認を得ていること、一定の場合に株主総会を招集し本プランの発動の是非について株主の皆様意思を確認できることとしていること、その有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されていること等株主意思を重視するものであること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、独立性を有する社外監査役等のみから構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社

の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていることなど、その判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、株主の共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,721	流動負債	21,308
現金及び預金	4,072	買掛金	8,649
売掛金	1	1年内返済予定の長期借入金	2,004
商品	21,151	未払金	4,342
貯蔵品	492	未払費用	118
前渡金	49	未払法人税等	2,265
前払費用	786	前受金	13
繰延税金資産	1,275	預り金	302
未収入金	8,866	前受収益	9
その他	34	賞与引当金	1,481
貸倒引当金	△9	資産除去債務	67
固定資産	21,867	その他	2,054
有形固定資産	8,616	固定負債	4,776
建築物	7,025	長期借入金	1,992
構築物	6	資産除去債務	2,773
器具備品	936	その他	11
土地	569		
建設仮勘定	77	負債合計	26,084
無形固定資産	1,718	(純資産の部)	
地上権	1,183	株主資本	32,609
ソフトウェア	314	資本金	3,030
その他	220	資本剰余金	4,095
投資その他の資産	11,533	資本準備金	4,095
関係会社株式	2,290	利益剰余金	25,484
関係会社長期貸付金	667	利益準備金	31
長期前払費用	916	その他利益剰余金	25,453
繰延税金資産	454	自己株式	△0
差入保証金	7,427	評価・換算差額等	△105
その他	21	繰延ヘッジ損益	△105
貸倒引当金	△245	純資産合計	32,504
資産合計	58,589	負債純資産合計	58,589

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		127,879
売 上 原 価		63,686
売 上 総 利 益		64,193
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		53,435
営 業 利 益		10,758
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	4	
為 替 差 益	3	
受 取 賃 貸 料	19	
仕 入 割 引	58	
受 取 手 数 料	23	
保 険 配 当 金	38	
そ の 他	82	232
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32	
賃 貸 費 用	18	
支 払 手 数 料	33	
そ の 他	25	109
経 常 利 益		10,881
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	64	64
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	84	
減 損 損 失	565	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	201	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	223	
そ の 他	4	1,079
税 引 前 当 期 純 利 益		9,865
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,742	
法 人 税 等 調 整 額	38	3,780
当 期 純 利 益		6,084

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金		
平成27年4月1日 残高	3,030	4,095	31	33,866	△10,734	30,288
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△2,378		△2,378
当期純利益				6,084		6,084
自己株式の取得					△1,385	△1,385
自己株式の消却				△12,119	12,119	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△8,412	10,733	2,320
平成28年3月31日 残高	3,030	4,095	31	25,453	△0	32,609

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘッジ 損 益	
平成27年4月1日 残高	30	44	30,363
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,378
当期純利益			6,084
自己株式の取得			△1,385
自己株式の消却			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△30	△150	△180
事業年度中の変動額合計	△30	△150	2,140
平成28年3月31日 残高	—	△105	32,504

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………建物（建物附属設備は除く）

・平成19年3月31日以前に取得したものの
旧定額法によっております。

・平成19年4月1日以降に取得したものの
定額法によっております。

建物以外

・平成19年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。

・平成19年4月1日以降に取得したものの
定率法によっております。

② 無形固定資産……………ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

③ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	13,573百万円
(2) 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	45百万円
関係会社に対する短期金銭債務	8百万円
関係会社に対する長期金銭債権	667百万円
4. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	252百万円
仕入高	105百万円
営業費用	0百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	28百万円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	73株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
一括償却資産	40百万円
未払事業税	162百万円
賞与引当金	457百万円
減損損失	502百万円
商品評価損	253百万円
サンプル商品評価損	65百万円
資産除去債務	870百万円
その他	453百万円
繰延税金資産小計	2,805百万円
評価引当額	△707百万円
繰延税金資産合計	2,098百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△367百万円
繰延税金負債合計	△367百万円
繰延税金資産の純額	1,730百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が83百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が81百万円増加し、繰延ヘッジ損益が2百万円減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社名	資本金 又は 資本	出金 又は 金	業務 内容 又は 事業	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容		取引 の内容	取引金額 (百万円) (注)2	科目	期末残高 (百万円)
						役員兼 任等	事業上 の関 係				
関係会社	台湾聯合 艾諾股 份有限 公司	60万 新台 幣	100万 台 幣	衣料及 品の 販売	所有 直接 100.0	役員兼 任 4	—	資金の 貸付 (注) 2, 3 (注) 2, 3 利息受 取 (注) 2, 3 (注) 2	261 2	長期貸付金 (注)2, 4	667

役員及び個人主要株主等

種類	氏名 又は 社名	資本金 又は 資本 (百万円)	出金 又は 金	業務 内容 又は 事業	議決権 の所有 割合 (%)	関係 内容	取引 の内容	取引金額 (百万円) (注)2	科目	期末残高 (百万円)
役員が 過半数 を所有 している (当該 会社を 含む)	有限公 司 台 灣聯合 艾諾股 份有限 公司	—	88	船舶及 両輪車 の 販売 及び 生産 設備 の 購入	—	顧問	顧問料 の支払 (注) 3 (1)	19	—	—

(注)1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 取引金額及び期末残高には為替差損益が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 顧問料の支払については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。

4. 台湾聯合艾諾股份有限公司への長期貸付金（貸倒懸念債権）に対し、223百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、223百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,075円81銭
1株当たり当期純利益	201円32銭

9. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,367	流動負債	24,964
現金及び預金	6,027	支払手形及び買掛金	9,495
受取手形及び売掛金	245	短期借入金	2,150
商 品	23,473	1年内返済予定の長期借入金	2,004
貯 蔵 品	492	未 払 金	4,750
未 収 入 金	9,803	未 払 法 人 税 等	2,312
繰延税金資産	1,424	賞 与 引 当 金	1,588
そ の 他	910	役員賞与引当金	8
貸倒引当金	△10	資産除去債務	109
固定資産	21,510	そ の 他	2,545
有形固定資産	9,658	固定負債	5,152
建物及び構築物	7,896	長期借入金	1,992
土 地	569	資産除去債務	3,148
建設仮勘定	85	そ の 他	11
そ の 他	1,106	負債合計	30,117
無形固定資産	1,850	(純資産の部)	
そ の 他	1,850	株 主 資 本	33,838
投資その他の資産	10,001	資 本 金	3,030
投資有価証券	0	資 本 剰 余 金	4,095
差入保証金	8,398	利 益 剰 余 金	26,712
繰延税金資産	585	自 己 株 式	△0
そ の 他	1,039	その他の包括利益累計額	△82
貸倒引当金	△21	繰延ヘッジ損益	△105
資産合計	63,877	為替換算調整勘定	22
		非支配株主持分	4
		純資産合計	33,760
		負債純資産合計	63,877

連結損益計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		140,919
売 上 原 価		69,345
売 上 総 利 益		71,573
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		60,501
営 業 利 益		11,071
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	4	
為 替 差 益	8	
受 取 賃 貸 料	19	
仕 入 割 引	58	
受 取 手 数 料	23	
保 険 配 当 金	38	
そ の 他	73	226
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41	
賃 貸 費 用	18	
支 払 手 数 料	33	
そ の 他	29	122
経 常 利 益		11,175
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	64	64
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	86	
減 損 損 失	682	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	16	
そ の 他	4	789
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,450
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,885	
法 人 税 等 調 整 額	75	3,960
当 期 純 利 益		6,489
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△5
親会社株主に帰属する当期純利益		6,494

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から）
（平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日 残高	3,030	4,095	34,716	△10,734	31,107
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,378		△2,378
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,494		6,494
自己株式の取得				△1,385	△1,385
自己株式の消却			△12,119	12,119	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△8,003	10,733	2,730
平成28年3月31日 残高	3,030	4,095	26,712	△0	33,838

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定		
平成27年4月1日 残高	31	41	6	-	31,186
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,378
親会社株主に帰属する 当期純利益					6,494
自己株式の取得					△1,385
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△31	△146	16	4	△156
連結会計年度中の変動額合計	△31	△146	16	4	2,573
平成28年3月31日 残高	—	△105	22	4	33,760

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	㈱フィーゴ
	㈱コーエン
	台湾聯合艾諾股份有限公司
	㈱Designs

上記のうち、㈱Designsについては、当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社

持分法を適用していない関連会社 (Fiori Chiari S.r.l.) は当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち㈱コーエンと台湾聯合艾諾股份有限公司と㈱Designsの決算日は、1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (a) 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|---------|-------------|
| その他有価証券 | 時価のないもの |
| 法 | 移動平均法による原価法 |

- (b) デリバティブ取引により生ずる
債権 (及び債務) の評価基準及
び評価方法
- | | |
|--|-----|
| | 時価法 |
|--|-----|

- (c) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。
- | | |
|-----|---------|
| 商品 | 総平均法 |
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 有形固定資産…………… 建物（建物附属設備は除く）
- ・平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。
 - ・平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。
- 建物以外
- ・平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。
 - ・平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。
- 無形固定資産……………ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(c) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産・負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は103百万円であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 14,923百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	37,800,000	—	7,586,324	30,213,676

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,215,124	371,273	7,586,324	73

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加371,200株は、平成27年2月5日の取締役会決議によるものであります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加73株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少7,586,324株は、平成27年11月20日付けで自己株式を消却したことによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,773	58	平成27年3月31日	平成27年6月24日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	604	20	平成27年9月30日	平成27年12月4日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 平成28年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,752	58	平成28年3月31日	平成28年6月24日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、紳士服・婦人服等の衣料品並びに関連商品の企画・仕入及び販売等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部または全額が回収できないリスクがあります。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で2年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建ての営業債務に対する先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程に基づき、これに従い財務経理部が取引を行い、財務経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、財務経理部所管の役員及び経営会議に報告しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2.をご参照ください）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	6,027	6,027	—
(2) 受取手形及び売掛金	245	245	—
(3) 未収入金	9,803	9,803	—
(4) 差入保証金	8,398	8,439	41
資産計	24,475	24,516	41
(5) 支払手形及び買掛金	9,495	9,495	—
(6) 短期借入金	2,150	2,150	—
(7) 未払金	4,750	4,750	—
(8) 未払法人税等	2,312	2,312	—
(9) 長期借入金	3,996	4,003	7
負債計	22,704	22,712	7
(10) デリバティブ取引 ※1			
①ヘッジ会計が適用されているもの	△151	△151	—
デリバティブ取引計	△151	△151	—

※1 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期間で償還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債等の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (9) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

- (10) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの： 該当するものではありません。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの： ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超	時価 (百万円)	当該時価の 算定方法
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	2,353	—	△152	先物為替相場によって いる。
同 上	為替予約取引 買建 ユーロ	買掛金	123	—	0	同 上
合 計			2,477	—	△151	

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表には含めておりません。

当連結会計年度において、非上場株式について16百万円の減損処理を行っております。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	
現金及び預金		6,027
売掛金		245
未収入金		9,803

(注) 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
短期借入金	2,150	—
長期借入金	2,004	1,992

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,117円23銭
1株当たり当期純利益	214円87銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社 ユナイテッドアローズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 村 篤 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニテッドアローズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社 ユナイテッドアローズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 村 篤 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユナイテッドアローズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユナイテッドアローズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別損益記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社ユニテッドアローズ

常勤監査役(社外監査役)	酒 井 由香里	㊟
監 査 役(社外監査役)	山 川 善 之	㊟
監 査 役(社外監査役)	橋 岡 宏 成	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第27期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき58円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,752,388,974円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、中長期的な企業価値の向上に資するコーポレート・ガバナンス体制の整備についての検討を重ねた結果、自ら業務執行をしない社外取締役の活用および適切な権限の委譲を通じて、取締役会のモニタリング機能の強化と意思決定の迅速化を図ることができるものと考え、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略) (機 関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)
第4条 当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)	第5条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。 (新設)	第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、 <u>8名以内</u> とする。 2. 当社の <u>監査等委員である取締役</u> (<u>以下、「監査等委員」という。</u>) は、 <u>6名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役の員数)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第29条 <u>当会社の監査役は、6名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任方法)</p>	
<p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	
<p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p>	
<p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集権者及び議長)</p>	
<p>第33条 <u>監査役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、常勤監査役がこれを招集し、その議長となる。常勤監査役が2名以上あるときは先任者が議長となる。但し、他の監査役が監査役会を招集し、議長となることを妨げない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>	<p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第36条 <u>当社の監査役会の運営及び付議事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則によるものとする。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第38条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第32条 <u>当社の監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会規則によるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第27回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、当社取締役の竹田光広、藤澤光徳、小泉正己、東浩之、石綿学、西川英彦の6氏全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	<p>たけだみつひろ 竹田光広 (昭和38年4月13日生)</p> <p>再任</p> <p>【取締役会への出席状況】 ・17/17回 ・100%</p>	<p>昭和61年4月 兼松江商株式会社入社</p> <p>平成16年4月 兼松繊維株式会社 欧米輸入製 品部 部長</p> <p>平成17年9月 当社入社</p> <p>平成18年7月 当社ブランドビジネス本部 本 部長 兼 ブランドビジネス部 部長</p> <p>平成20年7月 当社上席執行役員 事業開発本 部 本部長</p> <p>平成22年4月 当社上席執行役員 第一事業統 括本部 統括本部長 兼 B B 本部 本部長</p> <p>平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 第 一事業統括本部 統括本部長 兼 B B本部 本部長</p> <p>平成23年4月 当社取締役 副社長執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 兼 B B本部 本部長</p> <p>平成24年4月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社フィーゴ 代表取締役会長 (現任) 株式会社Designs 代表取締役会長 (現任)</p>	48,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	ふじ さわ みつ のり 藤 澤 光 徳 (昭和41年6月5日生) (再任) 【取締役会への出席状況】 ・17/17回 ・100%	平成2年3月 当社入社 平成17年10月 当社GLR本部 本部長 平成20年7月 当社上席執行役員 GLR本部 本部長 平成22年4月 当社上席執行役員 第二事業統 括本部 統括本部長 兼 GL R本部 本部長 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 第 二事業統括本部 統括本部長 兼 GLR本部 本部長 平成23年4月 当社取締役 専務執行役員 第 二事業統括本部 統括本部長 兼 チャネル開発本部担当 平成28年4月 当社取締役 専務執行役員 商 品戦略本部担当 兼 事業支援 本部担当 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社コーエン 代表取締役会長 (現任)	30,800株
3	こ いずみ まさ み 小 泉 正 己 (昭和36年7月20日生) (再任) 【取締役会への出席状況】 ・17/17回 ・100%	平成7年7月 当社入社 平成12年4月 当社財務部 部長 平成16年12月 株式会社ネットプライス 監査 役 平成18年6月 当社取締役 平成19年7月 当社取締役 管理本部 本部長 兼 財務経理部 部長 平成20年7月 当社取締役 常務執行役員 管 理本部 本部長 平成24年4月 当社取締役 専務執行役員 管 理本部 本部長 兼 計画管理 室担当 平成27年4月 当社取締役 専務執行役員 管 理本部担当 兼 I R室担当 (現任)	37,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	ひがし ひろ ゆき 東 浩 之 (昭和40年8月28日生) (再任) 【取締役会への出席状況】 ・17/17回 ・100%	昭和63年4月 株式会社ワールド入社 平成8年3月 当社入社 社長室 人事課 課長 平成12年4月 当社人事部 部長 兼 経営戦略部 部長 平成16年8月 当社経営管理本部 副本部長 兼 経営管理本部経営戦略グループ グループ長 平成17年10月 当社社長室 室長 兼 社長室 経営企画課 課長 平成18年7月 当社U A本部 副本部長 平成20年4月 当社U A本部 本部長 平成20年7月 当社上席執行役員 U A本部 本部長 平成24年6月 当社取締役 常務執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 平成27年7月 当社取締役 常務執行役員 経営戦略本部担当 (現任) (重要な兼職の状況) 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長 (現任)	25,700株

(注) 1. 取締役候補者竹田光広氏は、株式会社フィーゴおよび株式会社Designsの代表取締役を、取締役候補者藤澤光徳氏は、株式会社コーエンの代表取締役を、取締役候補者東浩之氏は、台湾聯合艾諾股份有限公司の董事長をそれぞれ兼務しており、当社はこれらの会社との間に、商品売買取引および業務委託取引の関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各取締役候補者の個別の選任理由は以下のとおりであります。

- (1) 取締役候補者竹田光広氏は、総合商社にてグローバルなファッションブランド、ラグジュアリーブランド等に係る業務に携わってきたことで、この分野に高い知見を有しております。平成17年の当社入社後は複数の事業部門の統括責任者に就任し、担当事業の成長拡大を推進してまいりました。これらの実績から、平成22年6月に同氏を取締役に選任しております。また、平成23年4月には当社副社長に就任し、実質的な経営トップとして積極的な経営を推進した結果、安定的な業績の向上が図られたことより、平成24年4月より代表取締役社長執行役員に選任しております。以上の経歴・実績等を踏まえ、取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 取締役候補者藤澤光徳氏は、当社設立翌年の平成2年に当社に入社し、商品・販売面での多岐に亘る経験を積んだ後に、現在の主力事業の1つであるグリーンレーベルリラクシング(以下GLR)事業の立ち上げから責任者として関わりました。平成17年に同事業の本部長に就任した後も順調にGLR事業を拡大させ、その実績から、平成22年6月に同氏を取締役に選任しております。以

- 上の経歴等を踏まえ、取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 取締役候補者小泉正己氏は、平成7年に当社入社以降、長らく財務・経理部門の責任者を務め、当社の株式上場時には責任者として上場に係る業務を推進いたしました。また、他社において監査役として経営の管理・監督を行ってきた経験も有しており、これらの実績から、平成18年6月に同氏を取締役に選任しております。以上の経歴等を踏まえ、取締役として選任をお願いするものであります。
 - (4) 取締役候補者東浩之氏は、平成8年に当社入社以降、人事、経営企画、社長室等、要職の責任者に就任し、人事制度の整備や経営理念体系の確立および浸透に寄与してまいりました。平成20年4月より当社の主力事業の1つであるユニテッドアローズ事業の本部長に就任し、同事業の成長拡大を推進してまいりました。これらの実績から、平成24年6月に同氏を取締役に選任しております。以上の経歴等を踏まえ、取締役として選任をお願いするものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>さか い ゆかり 酒 井 由香里 (昭和43年6月23日生)</p> <p>〔新任〕 〔社外〕</p> <p>【取締役会への出席状況】 ・17/17回 ・100%</p> <p>【監査役会への出席状況】 ・13/13回 ・100%</p>	<p>平成3年4月 野村証券株式会社入社（平成9年9月に退職）</p> <p>平成11年9月 キャピタルドットコム株式会社（現イー・リサーチ株式会社）設立に参画</p> <p>平成13年5月 株式会社コーポレートチューン設立に参画</p> <p>平成17年1月 同社取締役就任</p> <p>平成17年6月 当社常勤社外監査役（現任）</p> <p>平成20年6月 株式会社リプロセス 社外監査役（現任）</p> <p>平成25年9月 株式会社ビューティ花壇 社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社リプロセス 社外監査役（現任） 株式会社ビューティ花壇 社外監査役（現任）</p>	—
2	<p>いし わた がく 石 綿 学 (昭和45年11月16日生)</p> <p>〔新任〕 〔社外〕</p> <p>【取締役会への出席状況】 ・16/17回 ・94.1%</p>	<p>平成9年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）</p> <p>平成9年4月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所</p> <p>平成17年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士（現任）</p> <p>平成19年4月 京都大学法科大学院非常勤講師（現任）</p> <p>平成20年6月 ゼビオ株式会社（現ゼビオホールディングス株式会社）社外取締役（現任）</p> <p>平成25年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士（現任） 京都大学法科大学院非常勤講師（現任） ゼビオホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	にし かわ ひで ひこ 西 川 英 彦 (昭和37年8月27日生) (新任) (社外) 【取締役会への出席状況】 ・13/13回 ・100%	昭和60年4月 株式会社ワールド入社 平成12年7月 ムジ・ネット株式会社 営業部 長 兼 業務部長 平成13年4月 ムジ・ネット株式会社 取締役 平成17年4月 立命館大学経営学部 助教授 平成19年4月 立命館大学経営学部 准教授 平成20年4月 立命館大学経営学部 教授 平成22年4月 法政大学 経営学部 兼 大学 院経営学研究科 教授 (現任) 平成24年8月 日本マーケティング学会 常任 理事 (現任) 平成27年4月 法政大学大学院 経営学研究科 長 平成27年6月 当社社外取締役 (現任) 平成27年10月 株式会社碩学舎 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 法政大学経営学部 兼 大学院経営学研究科 教授 (現任) 株式会社碩学舎 代表取締役 (現任) 日本マーケティング学会 常任理事 (現任)	—

- (注) 1. 酒井由香里氏、石綿学氏および西川英彦氏は新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
2. 酒井由香里氏、石綿学氏および西川英彦氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性の基準および後記の「当社の独立役員の独立性判断基準」のいずれも満たしております。なお、酒井由香里氏および西川英彦氏は株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ておりますが、石綿学氏は所属する法律事務所の内規により届け出ておりません。
3. 各監査等委員である取締役候補者の個別の選任理由は以下のとおりです。
- (1) 監査等委員である取締役候補者酒井由香里氏は、社外取締役候補者であります。同氏は財務・会計の知識を含む豊富な金融関連知識およびダイバーシティの観点からの多様な視点とともに、他社の取締役、監査役等の経験を活かすことにより、職務を適切に遂行できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の主幹事証券会社である野村證券株式会社の在籍経験がありますが、既に同社を退職してから18年以上の期間が経過しており、また、同氏において、同社との間では何らの取引関係その他の関係も有していないこと、同社自体、当社の主要な取引先でも、当社を主要な取引先とする者でもないことなどから、上記経歴における同社の影響は存さず、

同氏の独立性に問題はないと判断しております。なお、同氏の当社常勤社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって11年であります。

- (2) 監査等委員である取締役候補者石綿学氏は、社外取締役候補者であります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって3年であります。
- (3) 監査等委員である取締役候補者西川英彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏はファッション業界および小売業界での豊富な経験や大学教授としての幅広い知見を有しており、これまでの経験、知識等を当社の健全かつ効率的な経営の推進に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年であります。
4. 監査等委員である取締役候補者西川英彦氏は、平成27年6月23日開催の第26回定時株主総会において選任されたため、取締役会への出席状況に記載の取締役会の開催回数が監査等委員である取締役候補者酒井由香里氏、石綿学氏と異なります。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 各候補者は、現在当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(ご参考) 当社の独立役員の独立性判断基準

当社は、「独立役員」の独立性判断基準を以下のとおり定め、次に掲げる項目のいずれにも該当しない場合には、当社から十分な独立性を備えているものとみなします。

- ① 当社の大株主（注1）またはその業務執行者
- ② 当社を主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③ 当社の主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④ 当社の主要な借入先（注4）またはその業務執行者
- ⑤ 当社またはその子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑥ 当社の直近の1事業年度において、1,000万円を超える寄付を当社またはその子会社から受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑦ 当社またはその子会社の業務執行者が、現任の社外取締役または社外監査役として選任されている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧ 最近3年間において、①から⑦までのいずれかに該当していた者
- ⑨ 次の i) から iii) までのいずれかに掲げる者（ただし、重要でない者を除く。）の近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）
 - i) ①から⑧までに掲げる者
 - ii) 当社の子会社の業務執行者
 - iii) 最近3年間において、ii) または当社の業務執行者に該当していた者

注1 「大株主」とは、当社の議決権の10%以上を直接または間接に保有する者をいいます。

注2 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社の取引先であって、当該取引先の直近の1事業年度において、取引額につき1億円または当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高い金額を超える金額の支払いを当社またはその子会社から受けた者をいいます。

注3 「当社の主要な取引先」とは、当社の取引先であって、当社の直近の1事業年度において、取引額につき当社グループの連結売上高の2%を超える金額を当社またはその子会社に支払った者をいいます。

注4 「当社の主要な借入先」とは、当社の借入先であって、当社の直近の事業年度の末日において、当社グループの連結総資産の2%を超える借入額に係る貸付債権を当社またはその子会社に対して有している者をいいます。

注5 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の合計が当社の直近の3事業年度の平均で年額1,000万円を超えるものをいいます。

以上

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において年額500百万円以内と決議され今日にいたっておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定することをお諮りするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額500百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まないものといたします。また、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

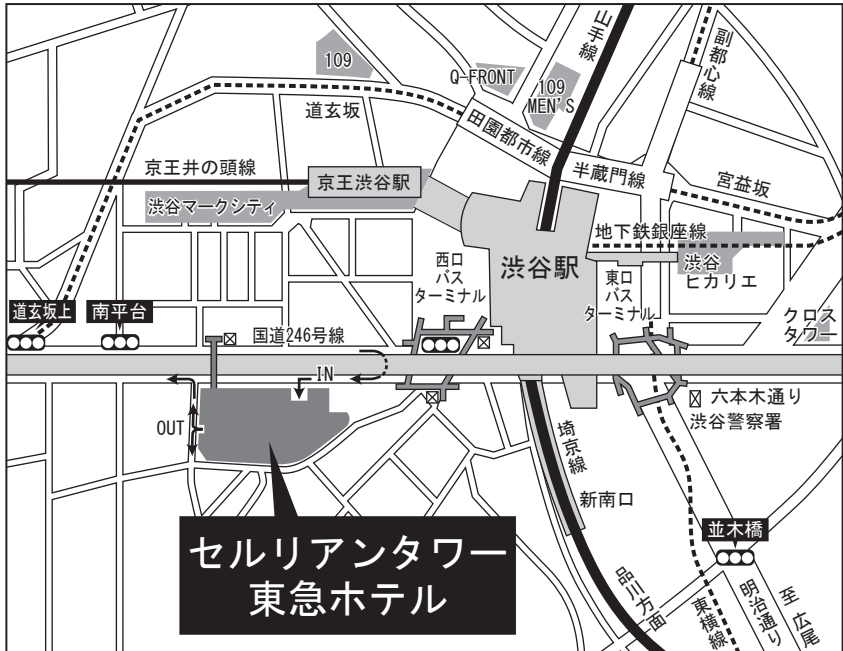
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮し、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

第27回定時株主総会会場案内図

会場 セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム
東京都渋谷区桜丘町26番1号
電話 (03) 3476-3000



- 電車：東急東横線・田園都市線、京王井の頭線、J R山手線・埼京線
地下鉄銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅より徒歩5分
- ※ 駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

〈懇親会開催のご案内〉

株主の皆様にご参集いただける折角の機会でございますので、同総会終了後、懇親会を開催する予定でございますが、不測の事態により、急遽中止する場合がございますことを、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。